

公 募

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家において、下記のことについて、公募を実施します。

記

- 1 公募に付する事項 国立花山青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式
① 清涼飲料水提供委託業務 一式
② アイス類提供委託業務 一式
- 2 競争参加資格 (1)独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条に該当しない者であること。
(2)独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
(3)国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 3 仕様書の交付方法 本公告の日から国立花山青少年自然の家会計担当にて交付する。
なお、国立花山青少年自然の家ホームページからもダウンロード可能とする。
(<http://hanayama.niye.go.jp/1-5.Nyusatsu.html>)
- 4 企画提案書の提出方法等 (1)提出方法：提出期限までに、①②のうち提案するものについて各5部を下記の担当する組織あてに郵送又は持参すること。
(2)提出期限：平成26年2月28日（金）17時必着
(3)提出先：国立花山青少年自然の家会計担当
- 5 説明会の開催 (1)開催日時：平成26年2月14日（金）14時
(2)開催場所：国立花山青少年自然の家 管理研修棟小研修室
(3)参加受付：メール本文に、会社名、連絡先、担当者名及び当日の参加人数を記載し、下記アドレスへ平成26年2月10日（月）までに送信すること。（E-mail：hanayama-kaikei@niye.go.jp）
- 6 選定方法等 別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、選定委員会において行う。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
名称 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家会計担当
所在地 郵便番号 〒987-2593 宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1
電話番号 0228-56-2311
- 8 その他 本件に関するその他必要事項については、公募要領によるものとする。

平成26年 2月 5日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立花山青少年自然の家
所長 宮田 裕州

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領

件 名：国立花山青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

- ① 清涼飲料水提供委託業務 一式
- ② アイス類提供委託業務 一式

1 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水等の提供及び管理を行うものとする。

2 現在の自動販売機設置場所及び利用者月別数別紙のとおり

3 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条に該当しない者であること。
- (2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所及び問い合わせ先

〒987-2593 宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1
独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家会計担当
TEL 0228-56-2311
FAX 0228-56-2469
E-mail hanayama-kaikei@niye.ne.jp

(2) 企画提案書の提出方法

- ① 用紙サイズをA4判、横書きとし、件名、①・②の番号、件名及び企画提案者名を記述の上、5部（本紙1部、写し4部）提出すること。なお、①・②を全て提出する場合も各5部ずつ提出すること。
- ② 提出方法は、郵送又は持参することとする。
- ③ 郵送の場合は、配達を追跡確認できる方法（宅配便や簡易書留等）で送付すること。
- ④ 企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書（様式任意）
- ② 企画提案による資料（カタログ等）

<企画提案書に盛り込むべき内容>

- ・仕様書（Ⅵ設置条件及びⅦ経費等の負担）に基づき提案を行うこと。
- ・「自動販売機設置の流れ」のフロー図（設置方法及び設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面などを用いて記述すること。）で提示すること。
- ・清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。
- ・利用者数に対する適正な設置台数及び設置箇所を記述すること。
- ・売上見込に対する提案台数毎の販売手数料の1か月分の内訳を記述すること。
- ・1台当たりの想定される年間の消費見込電力量と季節に応じた月ごとの内訳・根拠を記述すること。
- ・その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。

・参考見積書（飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。）

(4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：平成26年2月28日（金）17時必着

提出先：上記(1)に示す場所

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

5 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

平成26年3月13日（木）までにすべての企画提案者に選定結果を通知する。

6 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

7 スケジュール

(1) 公募開始：平成26年2月 5日（水）

(2) 公募締切：平成26年2月28日（金）

(3) 業者決定：平成26年3月10日（月）予定

(4) 契約期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の日の3か月前までに発注者又は受注者から契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年間とする。

8 その他

業務実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

仕 様 書

I 件 名

国立花山青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

- ① 清涼飲料水提供委託業務 一式
- ② アイス類提供委託業務 一式

II 予定利用者数（年間）

39, 235人（月別数の内訳は別紙のとおり）

III 現在の機種区分、設置台数及び設置図面

別紙のとおり

IV 履行場所

所在地： 宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1

施設名： 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家

V 契約期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の日の3か月前までに発注者又は受注者から契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年間とする。

VI 設置条件

(1) 商品について

- ①清涼飲料水等の選定については、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）協議の上、決めるものとする。
- ②商品及びつり銭の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮するものとする。
- ③空き缶等の回収は回収容器が溢れることないよう定期的に行い、空き缶再資源化に努めるものとする。また、回収容器は定期的に清掃を行うものとする。
- ④空き缶等のゴミの最終処理まで責任を持つものとする。

(2) 自動販売機の保守対応

- ①故障等の対応については、乙が行うものとする。
- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。
- ③施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルのないようにするものとする。

(3) 自動販売機について

- ①環境に配慮した自動販売機とする。
- ②消費電力が小さいものとする。
- ③転倒防止等の措置を行うものとする。

(4) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、通常販売価格を上限とする。

(5) 手数料

- ①清涼飲料水等の販売に当たり、基本手数料及び販売手数料を甲に納めるものとする。
- ②基本手数料については、提案自動販売機全台数の1か月分当たり消費電力量に電気料金単価（1kw当たり16.73円）を乗じたものに見合った額を基本手数料とする。

③販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。

(6) 自動販売機のデザイン

青少年施設に相応しいデザインや色合いとすること。

(7) 売上報告

乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(8) その他

①設置台数については、利用者数及び図面にに基づき提案するものとする。

②その他必要と思われるものについて、提案するものとする。

VII 経費等の負担

(1) 甲の経費負担は、原則、次のとおりとする（なお、乙が経費負担を行う提案した場合はこの限りでない。）。

① 設置に必要な電源設備

② その他設置に必要となるもの

(2) 乙の経費負担は、次のとおりとする。

① 自動販売機の設置及び撤去に伴う経費

② その他乙が負担すべき経費

} 実費負担のため提案不要

VIII その他

① 乙は、契約の終了等により国立花山青少年自然の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。

なお、契約期間中に乙が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては甲・乙協議の上、決定するものとする。

② この仕様書に定めのない事項、又はその解釈について疑義が生じた事項については、その都度、甲・乙協議の上、定めるものとする。

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務契約書（案）

件名 国立花山青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式
① 清涼飲料水提供委託業務 一式
② アイス類提供委託業務 一式

金額 別紙、自動販売機設置内訳のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立花山青少年自然の家所長 宮田裕州（以下「甲」という。）は、（受注者）（以下「乙」という。）との間において、上記の件について、上記金額で次の条項によって提供委託業務を結ぶものとする。

（設置条項）

第1条 甲は、甲の管理する別紙の設置場所に乙が自動販売機を設置し飲料等の販売を行う業務を委託するものとする。
2 自動販売機設置内訳は、甲乙間で協議の上、これを書面により変更することができるものとする。

（自動販売機の管理）

第2条 乙は、定期的にルートセールスを派遣して、自動販売機の衛生管理、中身商品及びつり銭の補充等を行うものとする。
2 乙は、空き缶等の回収は回収容器が溢れることないよう定期的に行い、空き缶再資源化に努めるものとする。また回収容器は定期的に清掃を行うものとする。
3 清涼飲料水等の欠品が出た場合には、甲の申し出により速やかに対応するものとする。

（自動販売機の損壊等）

第3条 甲は、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑、その他異常を発見した時は遅延なくこれを乙に通知するものとする。
2 前項の通知があった場合その他自動販売機に故障ある場合は、乙は速やかに修理等を行うものとする。

（契約期間）

第4条 本契約の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年間とする。

（契約の解除）

第5条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができる。
（イ）乙が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
（ロ）この契約の履行について、乙に不正・不当な行為があったとき。
（ハ）乙がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
（ニ）前号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
（ホ）甲の都合により契約の解除の必要があるとき。
2 乙は、本契約の有効期間中に商品の販売数量が著しく少ない場合等、本契約を継続することが困難な理由が発生したときには、解除することができる。
3 前項により契約を解除する場合において、（ホ）が生じたときは、甲は乙に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヵ月前までに乙に通知し、解除できるものとするが、（イ）から（ニ）については、書面をもって通告することによって解除するものとする。なお、乙の解除については、1ヶ月前に通知し、甲乙協議の上、その承諾を得て、本契約を解除することができる。

（電気料及び不動産貸付料）

第6条 甲は、乙に自動販売機設置に伴う電気料及び不動産貸付料を無償とする。

(売上金)

第7条 自動販売機による売上金は、乙に帰属する。

(売上報告)

第8条 乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(手数料の振込)

第9条 乙は、手数料を四半期毎に取りまとめ、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の指定する口座に請求月の翌月20日迄に取りまとめて振り込み、振込明細を機構本部に送付するものとする。

(手数料)

第10条 清涼飲料水等の販売数量が著しく増減及びその他の事由が生じた場合には、甲乙協議の上、手数料を改定することができるものとする。

(一般的約定)

第11条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立花山青少年自然の家
所 長 宮 田 裕 州

乙 住 所
氏 名

自動販売機設置内訳

基本手数料 1ヶ月当たり 円

No.	機種区分	設置場所	販売価格(円)	販売手数料(%)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※機種区分

①清涼飲料水提供委託業務 一式

(ア)	缶&ペット機
(イ)	カップ式コーヒー&ジュース機

②アイス類提供委託業務 一式

(ウ)	アイスクリーム機
-----	----------